



# 社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング あおぞらLetter

〒101-0035  
東京都千代田区神田司町2-4-2 小山ビル5階  
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276  
担当:沼澤

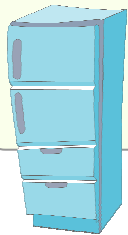
## 標準生計費の活用

毎年、人事院は公務員の給与を検討するために、総務省の家計調査に基づき、標準生計費を算出しています。

賃金は、生活に必要な収入を確保する上で大切なものですから、この標準生計費は賃金水準決定のための目安として活用できます。今回は、平成25年度版が発表されましたのでご案内いたします。



### 標準生計費とは？ 次の2つがあります



- **標準生計費** —— 標準的な勤労者世帯の生計費。税金・社会保険料の負担は含まない。
  - **修正標準生計費 (※)** —— 税金や社会保険料の負担等を考慮し、標準生計費に加算した生計費。
- ※2012年の総務省の家計調査から消費支出に対する非消費支出の割合(29.8%)を乗じたもの

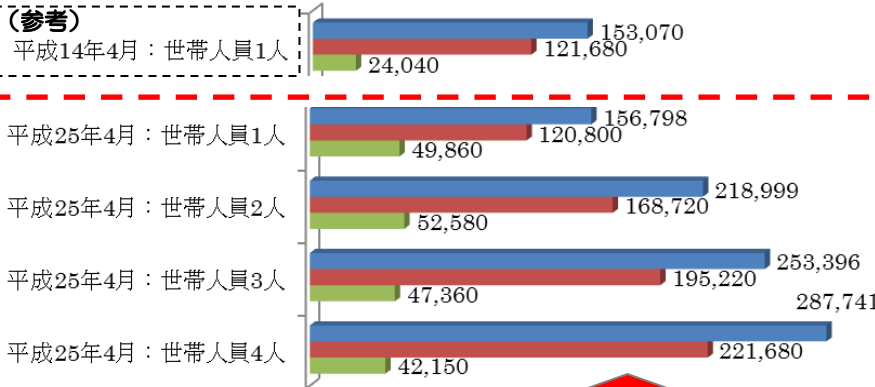
賃金からは税金や社会保険料が控除されます。  
賃金額を検討する上では、**修正標準生計費**を目安にしましょう。



## 平成25年度の標準生計費 出所：人事院（全国），各都道府県人事委員会

標準生計費は毎年算出されおり、いろいろな傾向がみられます。

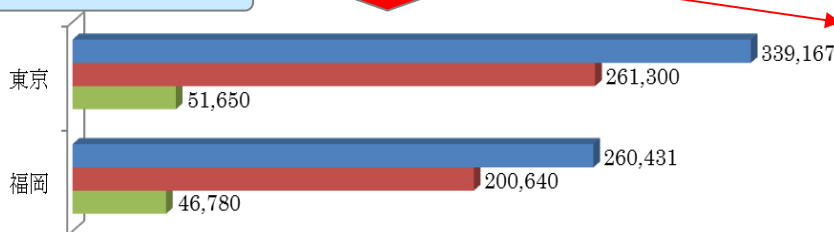
全国 ■修正標準生計費 ■標準生計費 ■住居関連費 (円)



### 活用のポイント①

●年代や世帯人数によって、生活に必要な金額はまちまちですので都度、賃金水準の確認が必要です。

地域別：平成25年4月：世帯人員4人



### 活用のポイント②

●主要都市で、生計費が全国より高い傾向がありますが、地域によって大きな格差があります。

標準生計費は、主要都市等地域別でも調べることができ、適正かつ効率的な賃金水準を決定するための参考として活用できます。



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277